

### (4) 届出のフロー

届出が必要な行為をしようとする場合は、事前に九重町へ届出が必要です。届出が受理された日から30日経過後でなければ、届出行為に着手できません。

届出に係る行為が、景観計画に定めた景観形成基準に適合しないと認められた場合には、設計の変更など勧告をすることがあります。建築物又は工作物については、形態意匠の制限に適合しない場合は、必要な措置を命じることがあります。正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公表することがあります。完了時には完了届を提出してください。

図 届出のフロー

